

商務部令 2005 年第 16 号 自動車取引政策
2005-08-12 商務部市場建設司

【公布部門】商務部
【公布文書番号】商務部 2005 年 16 号令
【公布日】2005 年 8 月 10 日
【施行日】2005 年 8 月 10 日

自動車取引政策は商務部部門事務委員会審査で可決され、ここに公布し、公布日から施行する。

部長：薄熙来
2005 年 8 月 10 日

自動車取引政策

第一章 総則

第一条 統一された、開放的、競争的、秩序ある自動車市場を構築し、自動車消費者の合法的な権益を擁護し、中国の自動車産業の健全な発展を推進し、消費を促進し、内需を拡大するため、特に本政策を制定する。

第二条 国は自動車取引の発展を奨励し、自動車取引業の統括計画、合理的配置、構造調整、現代情報技術、物流技術および先進的な経営モデルを積極的に運用し、電子商取引を推進し、自動車の取引レベルを向上させ、集約化、大規模化、ブランド化および多様化経営を実現することを奨励する。

第三条 公平に競争できる自動車市場環境を整備するため、市場の資源配置における基礎的な効果を発揮し、社会主義市場経済の規律に基づいて、徐々に競争メカニズムを導入し、対内対外開放を拡大し、地域保護を打破し、自動車商品の全国的規模における自由流通を促進する。

第四条 消費者に満足できるサービスを提供するため、自動車取引企業が法律に基づいて、信頼できる営業を行い、商品およびサービスの質を保証するように指導する。

第五条 中国の自動車取引の総体的なレベルを向上させるため、国は比較的強い経済力、先進的な商業経営管理経験および販売技術、整備された国際販売ネットワークを持つ海外投資家による自動車取引分野への投資を奨励する。

第六条 業界組織、認証機関、検査機関の協調した役割を十分に発揮させ、公正、規範的

な運営による自動車取引評価、諮問、認証、検査などの仲介サービス体系を構築および整備し、積極的に自動車取引の市場化を推進する。

第七条 積極的に関連法規および制度を構築・整備し、自動車取引の法制化構築を加速する。自動車取引企業の設立は法律、行政法規規定の関連条件を満たすものとし、国务院商務主管部門は関連部門とともに自動車ブランド販売、中古車流通、自動車部品流通、廃棄自動車回収などの管理弁法、規程および標準の制定・整備を検討し、法律に基づいて自動車取引の経営行為を管理・規範化し、平等な競争による市場秩序を擁護する。

第二章 政策目標

第八条 本政策の実施を通じて、自動車ブランド販売およびサービスを基本的にも実現し、さまざまな経営主体と経営モデルが共存する中古車流通の発展状況を形成し、自動車と中古車の販売およびアフターサービス機能を完備し、体系を整備する。自動車部品の提供元、品質および価格を公開、透明化し、二セモノ、悪質部品を有効に抑制し、廃棄自動車の回収分解率を大きく向上させ、良好な自動車取引の市場秩序を形成する。

第九条 2010年までに、国際的水準に達する競争力を持つ現代的自動車取引体系を構築し、競争力のある自動車取引企業を育成し、その取引額を大きく増長させ、取引レベルを顕著に向上させ、対外貿易能力を明確に増強し、自動車取引と自動車産業の協調した発展を実現する。

第三章 自動車販売

第十条 国内で自社生産した自動車を販売するすべての国内外の自動車生産企業はできるだけ早期に整備された自動車ブランド販売およびサービス体系を構築し、消費者が販売および使用の過程において良好なサービスを得られるようにするとともに、その合法的な権益を擁護しなければならない。自動車生産企業は国の関連規定に基づいて、自社が投資あるいは授権した自動車総販売店がブランド販売およびサービス体系の構築を行う。

第十一条 自動車ブランド販売およびサービスを実施する。2005年4月1日から乗用車にはブランド販売およびサービスを実施し、2006年12月1日から専用作業車を除くすべての自動車にブランド販売およびサービスを実施する。

自動車ブランド販売活動に従事するには、自動車生産企業あるいはその授権を経た自動車総販売店による授権を受けなければならない。自動車(中古車を含む)販売店は工商行政管理部門が認可した経営範囲内で自動車の経営活動を展開する。

第十二条 自動車サプライヤーは自動車ブランド販売およびサービスネットワーク計画を制定する。消費者の利益を擁護するため、自動車ブランド販売およびそれに付帯する部品の供給、アフターサービスネットワークの距離は150キロを超えてはならない。

第十三条 自動車サプライヤーは、ブランド販売およびサービスネットワークの管理を強化し、販売およびサービスを規範化し、国务院工商行政管理部门での登録と社会への公表後、定期的に社会に対して授権および授権を取り消した自動車ブランド販売およびサービス企業のリストを公表するとともに、ブランドを授権していない、あるいは経営条件が整っていない販売店に自動車資源を提供してはならない。自動車サプライヤーは生産停止となった車種を即時に社会に対して公表するとともに、合理的な期限内で部品供給を保證する措置を積極的に採ることに責任を負う。

第十四条 自動車サプライヤーおよび販売店は書面契約を交わすことで両者の権利および義務を明確にしなければならない。自動車サプライヤーは、販売店に対して指導および技術支援を提供し、販売店に不公平な協力条件を受け入れるよう要求したり、販売数量を強制的に規定したり、抱き合わせ販売を行わせてはならず、販売店との協力関係を随意で解消してはならない。

第十五条 自動車サプライヤーは国の関連法律・法規、さらに消費者に対する承諾に基づいて、自動車の品質保証義務を負い、アフターサービスを提供しなければならない。

自動車販売店は営業場所において、自動車サプライヤーが承諾した自動車品質保証およびアフターサービスを消費者に対して明示し、同時にその授権された経営契約の約款およびサービス規範要求に基づいて、相応のアフターサービスを提供しなければならない。

自動車サプライヤーおよび販売店は自動車の国家安全技術基準に合致しない、国家の強制製品認証を取得していない、「道路自動車車両生産企業および製品公告」に列記されていない自動車を供給および販売してはならない。輸入自動車では「中華人民共和国輸出入商品検査法」およびその実施条例で規定されている検査に合格していないものは販売・使用を禁止する。

第四章 中古車流通

第十六条 国は中古車の流通を奨励する。競争メカニズムを確立し、流通ルートを開拓し、条件を備えた自動車ブランド販売店などの经营主体が中古車を販売、さらに他地域で支店を設立してチェーン経営を展開することを支援する。

第十七条 積極的に条件整備を行い、中古車取引を簡素化し、登記手続きを転換し、車両

の合法性と安全性に関する問合せの効率を向上させ、取引コストを引き下げ、取引領収証を統一・規範化し、中古車の品質管理を強化し、中古車販売店による優れたアフターサービスの提供を推進する。

第十八条 中古車市場の育成および構築を加速し、中古車取引市場の概念転換を指導し、市場管理を強化し、市場のサービス機能を開拓する。

第十九条 中古車の自主的評価制度を実施する。国有資産に関わる車両を除き中古車の取引価格は取引両者の相談により決定し、当事者は自主的に資格を有する中古車鑑定評価機関に委託して評価を行い、取引時の参考とすることができる。法律、行政法規の規定を除き、いかなる機関および部門も強制、あるいは形を変えた強制による取引車両に対して評価を行うことはできない。

第二十条 中古車鑑定評価行為を積極的に規範化する。中古車鑑定評価機関は「客観、真実、公正、公開」の原則に基づいて、国の関連法律・法規に従って、中古車鑑定評価経営活動を展開し、車両鑑定評価報告を提供し、車両技術状況（事故車両か否か等の内容を含む）を明確にする。

第二十一条 中古車経営、競売企業は中古車を販売、競売する際、買手に真実の状況を提供し、隠瞞および詐欺行為を行ってはならない。販売および競売される車両は必ずナンバープレート、「自動車登記証書」、「自動車走行証」、有効な自動車安全技術検査合格表示、車両保険証および納税証明書などを備えていなければならない。

第二十二条 中古車経営企業が中古車を販売する際、買手に品質保証およびアフターサービスの承諾を行う。製品の品質保証期間内において、自動車サプライヤーは国の関連法律法規および消費者に対する承諾に従って、自動車の品質保証およびアフターサービスを引き受けなければならない。

第二十三条 中古車競売および鑑定評価経営活動に従事するには、省レベルの商務主管部門の認可を受けなければならない。

第五章 自動車部品流通

第二十四条 国は自動車部品流通にフランチャイズ、チェーン経営の方法を採り、大規模化、ブランド化、ネットワーク化に向けた発展を奨励し、部品流通企業を整合し、構造改善を実現し、規模の効果およびサービスレベルの向上を支援する。

第二十五条 自動車、部品サプライヤーおよび販売店は品質管理を強化し、製品およびサービスの質を向上させなければならない。

自動車、部品サプライヤーおよび販売店は、国の法律、行政法規、強制基準および強制製品認証の条件に合致しない自動車部品を供給・販売してはならない。

第二十六条 自動車および部品サプライヤーは、社会に対して定期的に認可および認可を取り消されたフランチャイズ自動車部品販売店のリストを公表する。

自動車部品サプライヤーは販売する自動車部品およびその他の自動車用品の名称、メーカー、価格などの情報を明示するとともに、それぞれメーカー部品、自動車生産企業が認可する部品、廃棄自動車から回収されたものおよび中古を改造したものには、それを明記する。自動車部品製品ラベルは「製品品質法」の規定に合致したものとする。

第二十七条 廃棄自動車からの回収部品の流通を早急に規範化し、廃棄自動車の回収分解企業が関連規定に基づいて分解した販売可能な部品に対しては、必ず部品の目立つ位置に「廃棄自動車回収部品」と明示しなければならない。

第六章 自動車廃棄と廃棄自動車の回収

第二十八条 国は自動車の強制廃棄制度を実施する。自動車の安全技術状況およびさまざまな用途に基づいて、現行の自動車廃棄基準を改定し、さまざまな強制廃棄基準を規定する。

第二十九条 廃棄自動車の所有者は廃棄される自動車を即時に合法的な資格を持つ廃棄自動車回収分解企業に売却しなければならない。

第三十条 地方の商務主管部門は「廃棄自動車回収管理弁法」(国务院令第 307 号) の関連規定に基づいて、廃棄自動車の回収分解業界に統括的な計画を行い、合理的に配置しなければならない。

廃棄自動車回収分解業務に従事するには、法律法規が規定する関連条件を満たす必要がある。国务院商務主管部門は条件に合致した廃棄自動車回収分解企業を社会に公開する。

第三十一条 廃棄自動車回収分解企業は必ず厳格に国の関連法律・法規に基づいて業務を展開し、即時に回収した廃棄自動車を分解する。分解したエンジン、FR アクセル、トランスミッション、ハンドル、フレームの「五つの機械」を鉄くずとして、鉄鋼企業の冶金原料として売却する。

第三十二条 各レベルの商務主管部門は公安機関とともに廃棄自動車の回収管理情報交換制度を構築し、廃棄自動車の回収過程の即時制御を実現し、廃棄自動車およびその「五つの機械」の社会への流入を防止する。

第三十三条 合理的、有効的に資源を利用するため、国は適時、廃棄自動車の回収利用の管理弁法を制定する。

第三十四条 旧型自動車の廃棄・更新に関する補助資金管理弁法を整備し、旧型自動車の廃棄・更新を奨励する。

第三十五条 廃棄自動車回収分解企業が分解した廃棄自動車の部品およびその他廃棄物、有害物（油、液体、電池、有害金属等）の保存、転送、処理などは必ず「環境保護法」、「大気汚染防止法」等の法律・法規の要求に従い、安全、無汚染（あるいは汚染を最低に低下）を確保しなければならない。

第七章 自動車の対外貿易

第三十六条 2005年1月1日より、国は自動車の自動輸入許可管理を実施し、すべての自動車輸入港湾保税区には国内市場販売を目的とする自動車を保管してはならない。

第三十七条 国はいかなる貿易の方法においても旧型車両およびその機械、部品および右ハンドル車両の輸入を禁止する（輸出製品開発のための右ハンドル車両は除く）。

第三十八条 輸入自動車は必ず国の強制製品認証証書を取得し、認証ラベルを貼るとともに検査検疫機構の抜き取り検査に合格し、同時に中国語の説明書を付けなければならない。

第三十九条 自動車および関連商品の輸入における不公平な貿易行為を禁止する。国務院商務主管部門は法律に基づいて自動車業界に対してアンチダンピング、反補助金および保障措置を実施し、関連産業協会を組織して、自動車産業損害予備システムを構築、整備するとともに、自動車産業の競争力に関する調査研究活動を展開する。自動車サプライヤーおよび販売店は即時・正確に国務院関連部門に関連情報を提供する義務を負う。

第四十条 自動車および関連商品の対外貿易を奨励する。国の自動車および部品輸出基地の育成・発展を支援し、条件の整った自動車サプライヤーおよび販売店がさまざまな方法で海外に合弁、合作、独資による販売およびサービスネットワークを構築することを指導し、輸出商品構造を最適化し、国際市場開拓を強化する。

第四十一条 中央外貿発展基金を利用して自動車および関連商品の対外貿易発展を支援する。

第四十二条 自動車および関連商品の輸出サプライヤーおよび販売店は輸出地域の関連法規に従って必要な販売およびサービス体系を構築しなければならない。

第四十三条 政府間交渉を強化し、自動車および関連商品輸出サプライヤーのアンチダンピング、反補助金および保障措置に関する訴訟提起への対応を支援し、中国の自動車および関連商品の輸出サプライヤーの合法的な権益を擁護する。

第四十四条 自動車業界組織は業界の自律を強化し、競争力のある自動車および関連商品の対外貿易の秩序を構築する。

第八章 その他

第四十五条 外国投資自動車貿易企業を設立するには、それに相応しい資質条件を備えているほかに、外商投資に関する法律法規に合致し、省レベルの商務主管部門の一次審査に合格した後に、国務院商務主管部門の審査認可を受けなければならない。

第四十六条 オートローンを早急に発展、拡大させ、条件の整った自動車サプライヤーの全業界向けオートローン企業の設定を支援し、オートローン機関とその他金融機関の協力メカニズムの構築を指導し、オートローン市場の大規模化、専門化のレベルを顕著に向上させ、リスク管理体系を更に整備する。

第四十七条 自動車保険市場を整備し、自動車保険商品の個性化と多様化に向けた発展を奨励し、自動車保険のサービスレベルを向上させ、自動車保険業の専門化、集約化経営を初歩的に実現する。

第四十八条 各地方政府が制定した自動車取引に関連する各種政策、制度および規定は本政策の規定に合致したものとするとともに、公開、透明を徹底し、非現地生産および取引による自動車の流通、サービス、使用などの面において差別的政策を実施してはならず、現地消費者に現地生産自動車の購入を強制、あるいは別の形で強制してはならず、いかなる方法によっても、国家が生産、販売を許可した自動車の選択に干渉する行為を行ってはならない。

第四十九条 本政策は公布日から実施され、国務院商務主管部門が解釈に責任を負う。

付録：自動車取引政策使用述語に関する説明
商務部市場建設司

一、「自動車取引」には、新車販売、中古車流通、自動車部品流通、自動車廃棄と廃棄自動車の回収、自動車の対外貿易などを含む。

二、自動車ブランド販売を除き、本政策でいう「自動車」には低速貨物トラック、三輪自動車（元農業用輸送車）、クレーン車およびバイクを含む。

三、「中古車」とは、登記申請手続きが完了してから国による強制廃棄基準に達する前に取引され、所有権の移転が行われる自動車を指す。

四、「サプライヤー」とは、自動車あるいは自動車部品生産企業およびその総販売店を指す。

五、「販売店」とは、自動車あるいは自動車部品の小売業者を指す。